



2024年2月27日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 武井 保人
(TEL 03 - 5719 - 2180)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日公表の「臨時株主総会の開催に関するお知らせ」のとおり、2024年4月3日に臨時株主総会を開催いたしますが、本日開催の取締役会において、同臨時株主総会に定款の一部変更について付議いたしますことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

現行定款第21条で、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長と規定しておりますが、2024年1月16日付け「(開示事項の経過) 第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて公表の第三者委員会の再発防止策の提言を踏まえ、内部管理体制の改善策の一環として、経営の執行と監督を分離し取締役会の経営監督機能(モニタリング機能)を強化するという観点から、これを社外取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 <u>前項により定めた取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の <u>社外取締役(社外取締役が不在のときは、社外取締役でない取締役)</u> が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2024年4月3日(予定)
定款変更の効力発生日 2024年4月3日(予定)

以上